平成19年５月18日

各　位

東京都新宿区西新宿一丁目26番２号
野村不動産ホールディングス株式会社
取締役社長　鈴木　弘久
（コード番号：３２３１　東証第一部）
問い合わせ先　広報ＩＲ部長　片山　優臣
ＴＥＬ：(03) 3348-8117

取締役に対するストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプション付与の承認を求める議案を、平成19年６月28日開催予定の第３回定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。当該議案の概要は以下のとおりです。

取締役に対するストックオプション報酬議案の概要

当社は、役員報酬について、野村不動産グループのより一層の業績や企業価値の向上に資する制度への改定を進めており、この間、固定的・年功的な要素のあった役員退職慰労金制度を平成18年３月31日をもって廃止いたしました。

今般、当社取締役に対し、株主の皆様との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の増大を図ることを目的に、各事業年度において、平成18年６月26日開催の定時株主総会において承認を得ている年額６億5,000万円以内とする報酬等の額の範囲内において、譲渡制限付新株予約権を用いたストックオプションの付与を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストックオプションの内容は、下記１記載の「株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を１株当たり１円とするもの）」と下記２記載の「時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価基準により決定するもの）」を予定しております。

具体的な付与数及びこれに係る報酬等の額は、上記報酬等の額の範囲内で、固定報酬、賞与、各取締役の職務内容を勘案して、取締役会の決議により定めます。

なお、現在の取締役の員数は５名であります。

ストックオプションとして取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に発行する新株予約権の内容は下記のとおりであります。

記

１．株式報酬型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容

（１）新株予約権の総数及び目的となる株式の数

・新株予約権の総数

250 個を上限とする。

・新株予約権の目的となる株式の数

当社株式 25,000 株を上限とする。

新株予約権１個の目的となる株式数は 100 株とする。

ただし、本株主総会終結後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は１株当たりの払込みすべき金額を１円とし、これに新株予約権１個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

（３）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）より１年経過した日を起算日とし、当該起算日から５年以内とする。

（４）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（５）その他の新株予約権の内容

上記（１）から（４）までの事項の細目及びその他の事項については、取締役会の決議によって定める。

２．時価型ストックオプションとして用いる新株予約権の内容

（１）新株予約権の総数及び目的となる株式の数

・新株予約権の総数

300 個を上限とする。

・新株予約権の目的となる株式の数

当社株式 30,000 株を上限とする。

新株予約権１個の目的となる株式数は 100 株とする。

ただし、本株主総会終結後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

（２）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される１株当たりの払込みすべき金額に新株予約権１個の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

１株当たりの払込みすべき金額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）又は割当日の終値（終値のない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割、株式の併合又は株式無償割当を行う場合等、上記

払込みすべき金額の調整を必要とするときは、当社は必要と認める調整を行う。

（３）新株予約権を行使することができる期間

割当日より２年経過した日を起算日とし、当該起算日から５年以内とする。

（４）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（５）その他の新株予約権の内容

上記（１）から（４）までの事項の細目及びその他の事項については、取締役会の決議によって定める。

なお、当社取締役会において本件にかかるストックオプションとしての新株予約権の発行を決議した場合には、速やかに開示をいたします。

また、本日の取締役会において、当社を含む野村不動産グループの取締役及び幹部社員を対象としたストックオプション制度の導入について決議しております。平成19年５月18日付開示資料「ストックオプション制度導入の件」をあわせてご参照ください。

以　上